

## 第15回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成26年(2014年)8月5日(火)

14時00分から16時00分まで

場所:市民福祉活動センター 多目的室

### 1 開会

### 2 第14回会議録の確認について

### 3 部会案に対する意見出し

### 4 部会案に対する意見の整理

### 5 今後のスケジュール

・第16回 平成26年9月9日(火) 場所:サントピア水口 教養文化室  
14:00～16:00

・第17回 平成26年10月2日(木) 場所:サントピア水口 教養文化室  
19:00～21:00

### 6 その他

### 7 閉会

- 田原委員  
(教育総務課係長)
- 森島委員  
(甲斐地域市民センター課長補佐)
- 古谷委員  
(観光企画推進室室長)
- 廣岡委員  
(人権参画課参事)
- 馬場副委員長  
(元自治振興委員会委員)
- 小林委員長  
(四日市大学教授)
- 黄瀬委員  
(社会福祉協議会副会長)
- 呉竹委員  
(教育委員会次長)
- 林委員  
(下水道課係長)

第1部会

第3部会

第1部会

第3部会

第2部会

第2部会

机 15 椅子 45

- 奥野委員  
(こころはなまる代表)
- 村上委員  
(前区長連合会会長)
- 中島委員  
(総務課長)
- 増山委員  
(土山サッカースポーツ少年団代表)
- 奥山委員  
(甲斐大原地域市民センター課長補佐)
- 藤田委員  
(上水道課係長)
- 今井委員  
(鮎河地域市民センター長)
- 西村委員  
(建設管理課課長補佐)
- 徳田委員  
(危機管理課係長)

- 澤田委員  
(法務室室長補佐)
- 田中委員  
(人材活性化運営委員)
- 中尾委員  
(公共交通推進室長)
- 三浦委員  
(現総合計画策定審議会委員)
- 太田委員  
総務課係長
- 松井委員  
(上水道課係長)
- 大原委員  
(更生保護女性会会長)
- 橋本委員  
(教育総務課課長補佐)
- 寺田委員  
(神山いい顔づくり委員会委員)

傍聴席

- 清水委員  
(政策推進課長)
- 谷委員  
(地域コミュニケーション推進室係長)
- 安達委員  
(チャームステーション代表)
- 山川委員  
(みなくち自治振興会会長)
- 藤村委員  
(学校教育課参事)
- 袖口委員  
(土山地域市民センター課長補佐)
- 田村委員  
(佐山学区自治振興委員)
- 田嶋委員  
(監査委員事務局係長)
- 橋本委員  
(高地区自治振興会副会長)


事務局

- 宮治コーディネーター  
(あいこうかボラセン)
- 大平コーディネーター  
(あいこうかボラセン)
- 築島  
(地域コミュニケーション推進室)
- 吉川室長補佐  
(地域コミュニケーション推進室)
- 幡野室長  
(地域コミュニケーション推進室)

出入口

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

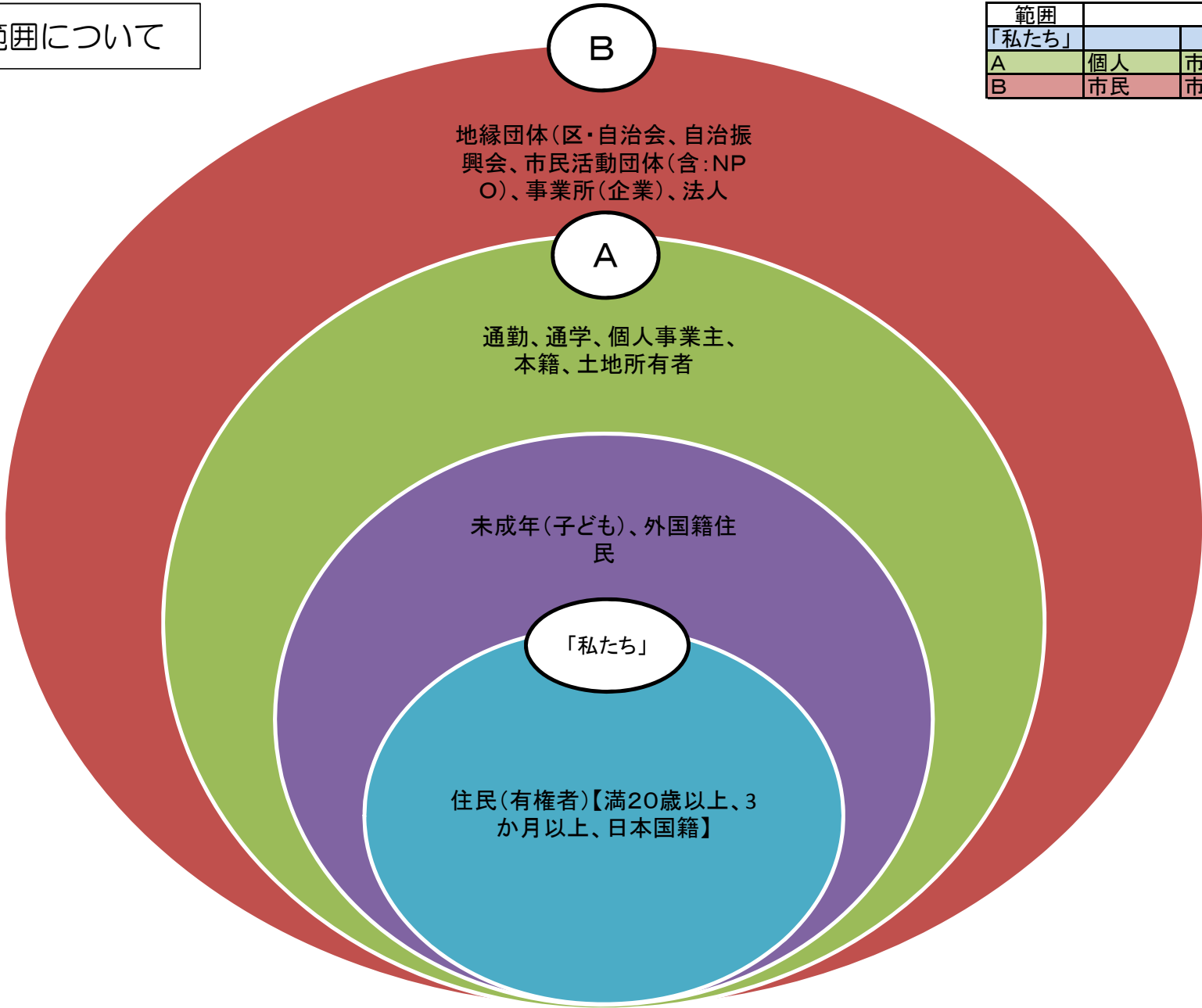
第14回（7月15日）の議論の確認

論点	関連部会	部会または個人の考え方と関連意見
自治基本条例を最高規範として位置づけるか。	第1部会	
「地域愛」「国際」「子ども」「高齢者」「障がい者」を特出しするか。		
「協働」と「市民の役割」との調整	第2部会	
住民投票について	第3部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設型ではなく、個別設置型を考えている。市政の重要事項について問題がある場合、その目的にあった方法で条例を設けて行う。個別の案件ごとに議会による条例案の審議が必要であるため、議会によるチェックが可能。自治基本条例に実施できることを明記しておく方がいいのではないか。（第3部会）</li> <li>・地方自治法に基づく有権者の50分の1以上の署名で条例制定の直接請求が可能なので、あえて自治基本条例に住民投票についての記載はしなくてもいいのではないか。（他の委員の考え）</li> </ul>
条文の表現の仕方（書き方）の調整	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民視点で、みんなにわかりやすい表現がいいとは思いますが、ぶれない解釈が必要。</li> <li>・「ます」「です」調はやさしい印象を与えるが、項目の内容によってはふさわしくないものもあるのではないか。</li> <li>・地方自治法では「～しなければならない」という条文の部分を、条例であらためて記載する場合「～に努める」という表現ではいけない。全体的に法律との整理が必要。</li> </ul>
市民の範囲 (別添資料参照)	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民（満20歳以上、3か月以上在住、日本国籍） （0）前文の「私たち」、（2）位置づけの「市民の目線」</li> <li>・上記に加え、未成年（子ども）、外国籍住民</li> <li>・上記に加え、通勤、通学、個人事業主、本籍、土地所有者</li> <li>・上記に加え、地縁団体（区・自治会・自治振興会）、市民活動団体（NPOを含む）、事業所（企業）、法人</li> </ul>
言葉の整理	全体	「市」と「行政」、「議会」と「市議会」など
自治基本条例の名称について	全体	親しみやすい名称など

想定される項目	「私たち」	市民の範囲		A	B
	【満20歳以上、3か月以上在住、日本国籍】	【左記に加え、未成年（子ども）、外国籍住民】	【左記に加え、通勤、通学、個人事業主、本籍、土地所有者】	【左記に加え、地縁団体（区・自治会・自治振興会）、市民活動団体（含：NPO）、事業所（企業）、法人】	
(0) 前文	「私たち」				「市民一人一人」、「市民相互」
(1) 目的・理念					「市民」
(2) 位置づけ	「市民の目線」				
(3) 目指すまちの姿					「市民」
(4) 甲賀市らしさ	なし				
(5) 地域愛					「私たちは」※表現の再考
(6) 国際					「市民」
(7) 子ども	なし				
(8) 高齢者	なし				
(9) 障がい児・者の権利				「地域住民」※表現の再考	
(10) 教育					「市民」
(11) 条例の見直し・推進	なし				
(12) 安全・安心		「地域住民」			「市民」
(13) 区・自治会		「地域住民」			
(14) 自治振興会					「その地域に住む、または活動するすべての個人」
(15) 市民参加					「市民」
(16) 協働					「市民」
(17) 市民活動（NPO）					「市民」
(18) 国・県・地域との関係	なし				
(19) 情報の共有、情報の提供、情報の公開					「市民」
(20) 個人情報保護					「市民」
(21) 市民の役割と責務・権利					「市民」
(22) 企業・事業者の役割と責務					「市民」
(23) 議会、議員の役割と責務					「市民の声」 「市民の代表者として」※表現の再考
(24) 市長等行政の役割と責務					「市民」
(25) 市政の運営					「市民」

市民の範囲について

範囲	表現(案)			
「私たち」				
A	個人	市民		
B	市民	市民等		



B

地縁団体(区・自治会、自治振興会、市民活動団体(含:NP O)、事業所(企業)、法人

A

通勤、通学、個人事業主、本籍、土地所有者

未成年(子ども)、外国籍住民

「私たち」

住民(有権者)【満20歳以上、3か月以上、日本国籍】